

全国憲法研究会・憲法問題特別委員会

第4回公開シンポジウム

(事前予約不要・無料)

いまこそ立憲主義の意義を問う

— 共謀罪と安保法制を見すえて —

● 挨拶と問題提起 長谷部恭男 (早稲田大学・本会代表)

● 報告① 国民が担う立憲主義

佐々木弘通 (東北大学・本会会員)

● 報告② 共謀罪の何が問題か

高山佳奈子 (京都大学・ゲストスピーカー・刑法学者)

● パネルディスカッション
《パネリスト》

佐々木弘通 / 高山佳奈子 / 西原博史 (早稲田大学・本会会員)

◆ 司会 小澤隆一 (東京慈恵会医科大学・本会会員)
高佐智美 (青山学院大学・本会会員)

2017年 7月1日 (土) 13:30~17:00 (予定)

日本大学法学部大講堂 (法学部本館2階)

- 水道橋駅 (JR総武線・中央線: 徒歩3~5分、都営三田線A2出口: 徒歩3~6分)
- 神保町駅 (東京メトロ半蔵門線、都営三田線・新宿線: 徒歩5~8分)

全国憲法研究会 憲法問題特別委員会
連絡窓口: 國學院大學法学部植村研究室
fax: 03-5466-0757
E-mail: kemushi@kokugakuin.ac.jp

■全国憲法研究会とは

全国憲法研究会は、約 500 名の会員を擁する憲法学研究者の学会（略称・全国憲）であり、日本学術会議協力学術研究団体に指定された研究団体です。1965 年 4 月 25 日に創立され、2015 年に 50 周年を迎えました。

全国憲法研究会は、「憲法を研究する専門家の集団であって、平和・民主・人権を基本原理とする日本国憲法を護る立場に立って、学問的研究を行ない、あわせて会員相互の協力を促進する」ために、研究会を開催するとともに、講演会などで広く研究成果を公表するなどの活動を行っています。

毎年 5 月 3 日に開催しております「憲法記念講演会」には、多くの市民や学生の方々にご参加いただいております。

2014 年の集団的自衛権行使容認の閣議決定の直後にも、2015 年の「安保法制」関連法案の審議中にも、それらを憲法学の見地から検討する公開シンポジウムを行い、多くの方にご参加いただきました。

■今回のテーマ

今回のテーマは、共謀罪や憲法改正の動きを見ずえて、「立憲主義」の意義を考えようということです。

2015 年 9 月に、多くの国民が反対し批判する中で、集団的自衛権を行使可能にする「安保法制」が成立し、昨年 3 月に施行されました。「安保法制」については、南スーダンへの自衛隊派遣や自衛隊による米軍艦船などの武器等防護の危険性も含めて、なおも国民の理解を得られていないことはもちろん、日本国憲法の基本原理である平和主義・立憲主義・民主主義に対して引き続き重大な問題をなげかけています。

また、あいかわらず、「緊急事態」や「高等教育無償化」などを口実に「憲法改正」が必要であるとの発言が、政治家から語られています。

私たちは、「憲法を研究する専門家の集団」として、「平和・民主・人権を基本原理とする日本国憲法を護る立場」から、「学問的研究」の蓄積を踏まえて、刑法学者の高山佳奈子さんをゲストとしてお迎えして、「テロ対策」を名目とする「共謀罪」が立憲主義を侵食する危険性を明らかにし、テロの「危険」が語られ、ナショナリズムが叫ばれるなかで、いかに冷静に立憲主義を支え維持していくかについて考える機会を持ちたいと思い、集団的自衛権行使容認の閣議決定から 3 年を迎える日に、第 4 回の公開シンポジウムを開催することといたしました。

ぜひとも、ご参加ください。

